

たたら観光素材調査誘致支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内外から圏域への観光客の増大に寄与するため、鉄の道文化圏推進協議会（以下「協議会」という。）が、たたら観光素材調査誘致支援事業として実施する圏域内の観光協会への助成金（以下「助成金」という。）の交付等について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付の目的及び内容)

第2条 協議会は、圏域内の各観光協会が主催し、たたら観光素材調査を行う県外旅行事業者（原則、募集型企画旅行が実施可能な旅行会社とする。）を誘致した際にかかる経費の一部を助成金として各観光協会（以下「助成事業者」という。）に交付するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成対象事業費、助成金額等は次のとおりとする。

(1)助成対象事業費

おおむね次に掲げるものとする。ただし、①については必須項目とし、国、県、市町及びその他の団体からの助成経費は除く。

①圏域内への宿泊費用（ただし、飲食費、昼食代等は除く）【必須】

②出雲國たたら旅観光素材集に掲載される費用（ガイド料、入館料、各種体験事業等）

③その他、圏域内を移動するための交通費及び会議費等、協議会が必要と認めるもの。

(2)単年度の助成金額

助成事業者毎に原則 70,000 円以内（助成率 10/10、千円未満端数切り捨て）とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、実施前までにたたら観光素材調査誘致支援助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。なお、申請書には、誘致を予定する旅行会社対象リストを添付するものとする。

(交付の決定)

第5条 協議会は、助成金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第6条 助成事業者は、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは、助成金変更交付申請書（様式第3号）を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)助成金の額の変更

(2)旅行会社対象リストの変更

- 2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第 5 条の規定を準用して審査及び決定を行うものとし、変更を承認する場合は助成金変更承認書（様式第 4 号）により、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、たたら観光素材調査誘致支援事業助成金実績報告書（様式 5 号）を速やかに協議会に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は事業の完了した日から起算して 1 か月を経過した日、または助成金交付の決定を受けた当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日とする。

(助成金の額の確定等)

第 8 条 協議会は、前条の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第 6 号）により助成事業者に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の支払の請求)

第 9 条 助成事業者は、助成事業が完了し、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金支払請求書（様式第 7 号）を協議会に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第 10 条 助成事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めのないものについては、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 24 日から適用する。